

令和4年2月市議会 総務委員会資料

第33号議案 長崎市宿泊税条例

目次	ページ
1 法定外目的税の概要	1
2 条例の制定理由	1
3 長崎市宿泊税条例の概要	1～8
4 宿泊税の使途の考え方	9～10
5 今後の想定スケジュール	10
6 長崎市宿泊税条例骨子(案)へのパブリック・コメントの募集結果	11
7 他都市の状況	12～13

【参考資料】

1 「長崎市宿泊税検討委員会報告書」(概要)	14～15
2 関係法令等	16～26

理 財 部
文化観光部

令和4年2月

1 法定外目的税の概要

(1) 地方税法の規定

市町村は地方税法第5条第7項の規定に基づき、税の用途が特定されていない普通税のほか、用途が特定されている目的税を課することができることとされている。

目的税には、都市計画税、事業所税、入湯税のように、同法に規定されている法定税のほか、同法第731条の規定により、特定の費用に充てるため市町村が条例で定めることができる法定外目的税がある。

また、法定外目的税の新設にあたっては、同法の規定により、あらかじめ総務大臣と協議し、同意を得なければならないこととされている。(条例の可決後に協議の申出を行う。)

(2) 市町村税の種類

区分	種類	税目
市町村税	普通税	市町村民税(個人・法人)、固定資産税、軽自動車税(種別割、環境性能割)、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、市町村法定外普通税
	目的税	入湯税、事業所税、都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税、国民健康保険税、市町村法定外目的税

(注) 下線部分は現在、長崎市が課している税

2 条例の制定理由

都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課することとしたいので、この条例案を提出する。

3 長崎市宿泊税条例の概要

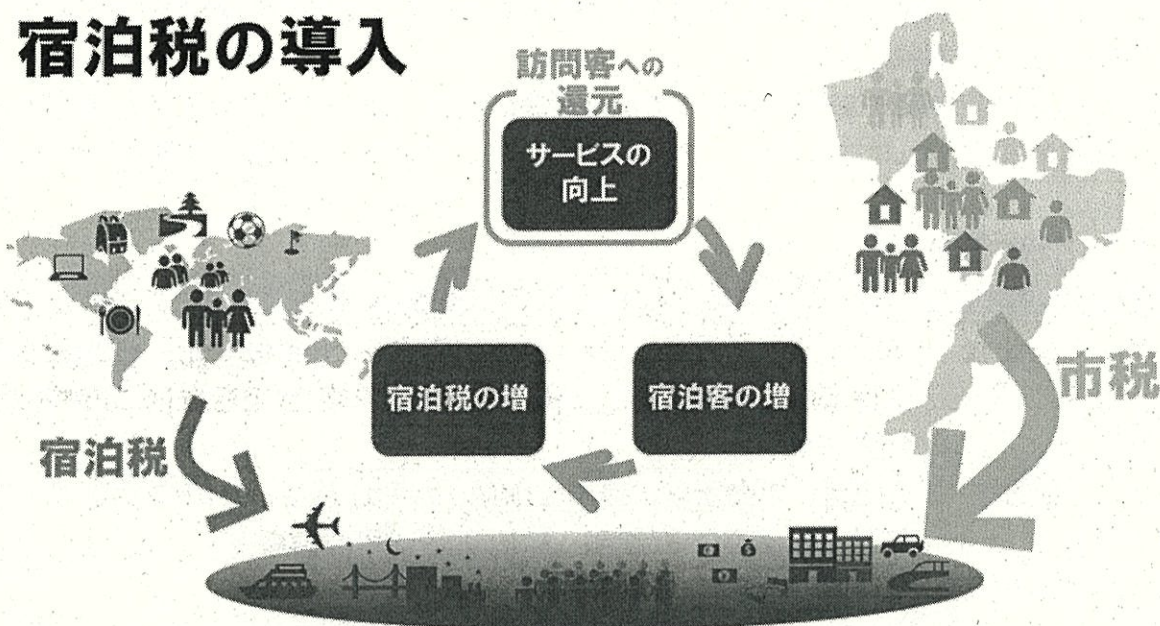
(1) 導入の背景及び目的

長崎市においては、人口減少や高齢化の影響により、生産年齢人口や就業人口の減少に伴う税収減が見込まれることから、新たな財源の確保は喫緊の課題である。そのため、定住促進だけでなく、市外からの訪問客の誘致等により交流人口を増やし、地域を活性化して経済効果につなげる「交流の産業化」を特定戦略として掲げている。

現在、新型コロナウイルス感染症により、長崎市の強みのひとつである観光を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるが、将来を見据えながら、今後、観光地域づくりを展覧的に進め、都市の魅力を高めていくために必要な財政需要に適切に対応するための財

源として宿泊税を導入し、効果的な観光関連施策に活用することで、宿泊客の増加、宿泊税の増収から新たなサービス提供に繋げる好循環を生み出すことを目指している。

宿泊税の導入



(2) 検討の経過

ア 検討委員会の概要

- (ア) 名称 長崎市宿泊税検討委員会
- (イ) 担当事務 本市の宿泊税の導入に関する重要事項の調査審議に関すること
- (ウ) 委員の人数及び任期
 - a 人数 6名（学識経験者2名、旅行業関係事業者、観光関係団体、経済団体、宿泊事業者）
 - b 任期 令和元年10月15日から令和2年9月30日まで

イ 導入検討の経緯

時期	区分	主な内容
H28年度 ～29年度	庁内	庁内の関係職員によるワーキンググループ会議等において、検討を行い、宿泊税の導入には一定の合理性があると考えられることから、具体的な制度設計等について、有識者等による更なる検討が必要との結論に至った。

時期	区分	主な内容
R1. 10. 12	検討委員会	<p>【第1回宿泊税検討委員会】</p> <p>○長崎市の情勢及び観光の現況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の人口、税収、観光客数の推移など、本市を取り巻く状況について説明。 <p>○宿泊税の課税要件及び用途について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊税の制度内容について、論点や他都市の状況、制度案の説明。 ・用途が非常に重要である旨や、今後の観光施策の考えについての質問、意見等が多く出された。
R1. 11. 11	検討委員会	<p>【第2回宿泊税検討委員会】</p> <p>○他都市の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行都市（福岡市、金沢市、京都市）に対して行った調査結果として、導入までの取組や用途に係る考え方、導入後の効果等について報告。 <p>○宿泊税の用途について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の観光戦略やDMO等についての説明。
R2. 2. 20	検討委員会	<p>【第3回宿泊税検討委員会】</p> <p>○宿泊税の用途について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊税の導入に係る用途の考え方について説明。 <p>○検討委員会の設置期間延長について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途等について引き続き議論が必要であることから、検討委員会の設置期間を半年延長することについて、令和2年2月議会に提案する旨を報告。
R2. 2月 ～3月	議会	<p>【令和2年2月市議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会の設置期間を半年延長。（R3. 9. 30まで） <p>※附属機関に関する条例の一部改正等</p>
R2. 3. 13	宿泊事業者	<p>長崎市旅館ホテル連合会から長崎市へ、新型コロナウイルス感染症対策に関する要望。</p> <p>※予測不能な事態に迅速に対応できる基金の設置についての検討を要望する項目あり。</p>
R2. 3月 ～7月	検討委員会	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う検討委員会中断（約5カ月間）</p>
R2. 6. 25	議会	<p>【観光客誘致対策特別委員会】</p> <p>「宿泊業における新型コロナの影響と課題」について、参考人（宿泊事業者）より説明。 ※説明中、基金設置の要望あり。</p>

時期	区分	主な内容
R2.8.4	検討委員会	<p>【第4回宿泊税検討委員会】</p> <p>○宿泊税の用途について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の観光への影響を踏まえ、不測の事態に対応する財源としても宿泊税を活用する考えについて説明。 <p>○課税要件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの用途の議論等を踏まえ、制度の案を検討。
R2.8.18	宿泊事業者	<p>宿泊事業者の団体と意見交換を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全事業者向けに意見交換会を行うことや、時間をかけて慎重に議論を進めてしてほしい旨の要望、段階的な税率設定を望む意見等が出された。
R2.8.31	検討委員会	<p>【第5回宿泊税検討委員会】</p> <p>○宿泊税検討委員会報告書（素案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書について、これまでの議論を踏まえて記載内容の検討を行い、内容について決定。
R2.9月	議会	<p>【令和2年9月市議会】</p> <p>所管事項調査にて、検討委員会の審議状況・最終報告書（案）を報告。</p>
R2.9.29	検討委員会	<p>検討委員会から市長へ報告書を提出。</p>
R2.11.19	宿泊事業者	<p>【宿泊事業者との意見交換会】※市長出席</p> <p>○宿泊税の導入検討について（市長説明）</p> <p>○検討委員会の報告書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一律200円ではなく段階的な税率の検討を望む意見が多く出された。
R3.4月 ～8月	宿泊事業者	<p>制度の見直し案について、宿泊事業者との意見交換を継続的に実施。</p>
R3.8.24	庁内	<p>宿泊税の導入及び税率について一律200円から段階的な税率（100円～500円）への変更する方針決定。</p>
R3.9月	議会	<p>【令和3年9月市議会】</p> <p>所管事項調査にて、導入に向けた取組の進捗状況を報告。</p>
R3.11.22	宿泊事業者	<p>【宿泊税導入に係る説明会】※市長出席</p> <p>○宿泊税の導入について（市長説明）</p> <p>○宿泊税制度（案）について</p>
R3.11月	議会	<p>【令和3年11月市議会】</p> <p>所管事項調査にて、説明会の結果等について報告。</p>
R3.11.24 ～12.23	その他	<p>パブリック・コメントの実施（意見：1件）</p>

(3) 宿泊事業者との意見交換等について

検討委員会からの提言内容も踏まえ、制度設計の参考とするため、宿泊税の特別徴収義務者となる宿泊事業者との意見交換を複数回行い、出された意見も参考にしながら制度の内容を検討した。主な意見は次のとおり。

ア 税率について

- ・一律200円の税率案について、高額な施設への宿泊者と低額な施設への宿泊者で同じ税率なのは不公平感がある。
- ・段階的な税率であれば、宿泊者に対してもなんとか説明できる。
- ・免税点は設けたほうがよいのではないか。

イ 用途について

- ・使い道や使い方が宿泊事業者等にわかるようにしてもらいたい。
- ・宿泊税が全て観光に活用できるよう、用途の議論を庁内でも尽くしてほしい。
- ・宿泊税の活用による効果はしっかりと検証してほしい。

ウ その他

- ・仕事や病院の付き添いなどで宿泊する方から観光を良くするための税を徴収するのは納得がいかない。
- ・他都市に比べて観光客が少ない長崎市において、宿泊税の前にできることもあるのではないかと感じている。

(4) 条例の主な内容

No	項目	内容
1	名称	長崎市宿泊税条例
2	目的 第1条	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、法の規定に基づき、宿泊税を課する。
3	納税義務者等 第3条	<ul style="list-style-type: none">・課税対象：長崎市内に所在する宿泊施設（民泊含む）への宿泊行為・課税標準：宿泊施設への宿泊数・納税義務者：宿泊施設への宿泊者
4	課税免除 第4条	学校が教育上の見地から行う修学旅行その他の行事に参加する者

No	項目	内容
5	税率 第5条	1人1泊について、宿泊料金が (1) 1万円未満のもの 100円 (2) 1万円以上2万円未満のもの 200円 (3) 2万円以上のももの 500円 ※免税点なし
6	徴収の方法 第6条 第12条	・徴収方法：特別徴収 ・申告期限：毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 (一定の要件を満たす場合は3か月ごとに申告納入)
7	特別徴収 義務者 第7条 第8条	旅館業、住宅宿泊事業を営む者又は宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者 申告項目 (1) 特別徴収義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (2) 宿泊施設の所在地及び名称 (3) 客室数その他設備の概要 (4) 営業開始予定年月日
8	過料、罰則 10条 第21条	・納税管理人に係る不申告に関する過料 ・帳簿の記載および書類の作成義務違反等に関する罪
9	使途の公表 第19条	毎年度、宿泊税の使途及びその内容をとりまとめ、公表する。
10	施行期日 附則第1項	規則で定める。 (令和5年4月を目指す、新型コロナウイルス感染症の収束状況や導入に係る準備期間等も考慮した上で、総務大臣同意後に決定する。)
11	制度見直し 附則第6項	条例施行後3年ごとに制度の見直しについて検討を加える。
12	(参考) 税収見込額	4.4億円/年

ア 課税免除の考え方

学校が教育上の見地から行う修学旅行その他の行事に参加する者については、課税免除とする。(宿泊税検討委員会の報告と同内容)

(課税免除とする理由)

(ア) 今後も修学旅行を重要なマーケットとして位置づけており、都市間競争で勝ち残るとともに、将来のリピーター獲得につなげるため。

(イ) 金額も含めた都市間競争が激しいため。

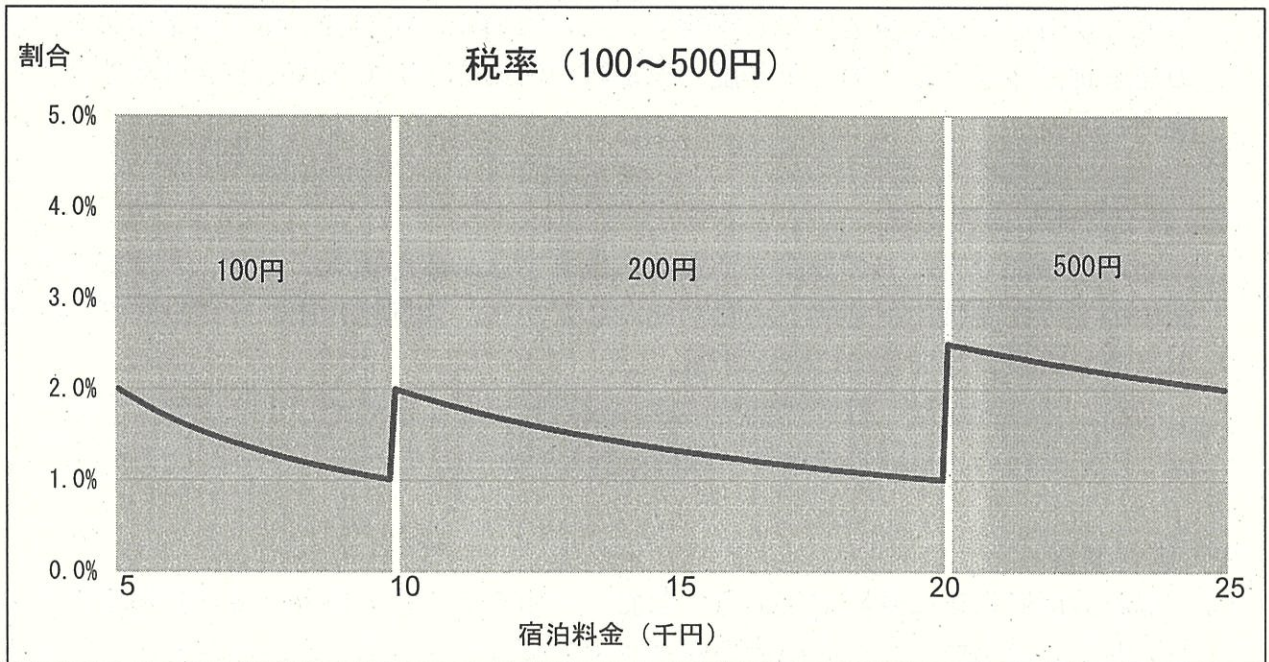
イ 税率(税額)の考え方

検討委員会終了後、宿泊事業者との間で実施した意見交換の内容を踏まえ、本市において再検討を行った結果、税率については次のとおりとした。

(ア) 宿泊料金に差がある施設間での宿泊客の負担割合を考慮し、先行都市の状況等も踏まえ、税率を段階的に設定する。

(イ) 税率の区分を2～3段階設けている先行都市の場合、税率の変更設定ラインは、宿泊料金に対して宿泊税の税額が占める割合が概ね1.0～2.5%程度の範囲で設定されていることから、同程度の宿泊客の負担割合となるよう考慮しながら、一定規模の税収確保も見込める税率設定とする。(税収見込額：4.4億円)

※ 宿泊料金に対して税額が占める割合のイメージ図



ウ 免税点の考え方

宿泊料金にかかわらず、宿泊者は行政サービスを一定程度享受しており、課税の公平性の観点から、広く負担を求めることが望ましいため、免税点は設けない。

エ 過料、罰則の考え方

(ア) 納税管理人に係る不申告に関する過料

地方税法の規定により、特別徴収義務者が市内に住所等を有しない場合に、納税に関する一切の事項を処理させるために、納税管理人を定めて市長に申告することが義務付けられており、その申告をしなかった場合には、条例により過料を科すことができることとされている。他の税目（固定資産税、事業所等）についても同様の規定が市税条例に設けられており、不申告による法令違反を防ぐためにも、本条例においても同様の規定を設ける。なお、他都市においても同様の規定が置かれている。

(イ) 帳簿の記載義務違反等に関する罪

帳簿の記載を義務付けるのは、特別徴収義務者によって納入される宿泊税額が適正であることを確認する必要がある場合に、その証拠資料を確保するためであり、当該履行義務に実効性を持たせることを目的として、帳簿等への虚偽記載や保存義務違反等に関する罰則規定を設けている。なお、他都市においても同様の規定が置かれている。また、他の罰則として、地方税法において、法定外目的税に係る脱税などの不正行為や正当な理由のない検査拒否等についても罰則規定が設けられている。

オ 使途の公表の考え方（長崎市独自の規定）

宿泊税は法定外目的税であり、特定の費用に充てる必要があることから、各年度に予算、決算の状況を議会に対し説明することに加え、訪問客や関係事業者の宿泊税への理解促進等を図るため、毎年度、宿泊税の使途についてその内容を公表することを規定する。

カ 制度見直しの考え方

宿泊税のあり方、その効果を定期的に検証する必要があることや、本市を取り巻く環境の変化に柔軟に対応する必要があることから、条例施行後、一定期間ごとに制度の見直しの検討を加えることとする。

なお、その期間は、社会情勢等の変化のスピードに合わせてより柔軟に対応できるようにするため、検討委員会から報告された5年よりも短い3年ごととする。

キ 施行期日

総務大臣同意後に規則で定める。なお、令和5年4月の導入を目指し準備を進めるが、新型コロナウイルス感染症の収束状況や導入に係る準備期間等も考慮したうえで決定する。（条例案の議会への提案、総務大臣との協議、事業者への説明会の実施などにより、条例案を提案してから施行まで1年程度の期間が必要。）

4 宿泊税の使途の考え方

(1) 宿泊税充当事業について

使途の方針：「訪問客への還元」

- ・ 利便性の向上
 - ・ 満足度の向上
 - ・ 再訪意欲の向上
- などに寄与する事業に充当



(2) 使途の分類：「5つの柱」と特別徴収交付金

分類	内容及び主な取り組み事例
①受入環境整備	施設等の受入環境を整え、訪問客の利便性や満足度の向上につなげる事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新総合観光案内所運営 ・ 公衆無線 LAN 整備・運営 ・ ユニバーサルツーリズムの推進 ・ 宿泊施設等高付加価値化事業 など
②情報提供	ICTなどを活用し、訪問客が求める情報を適時提供することで満足度の向上につなげる事業 ワンストップ情報発信事業 (旅マエ・旅ナカ・旅アトの情報発信、SNS連動情報発信、観光プロモーション など)
③サービス向上・消費拡大	サービス向上により、訪問客の滞在時間や消費機会が拡大することで満足度の向上につなげる事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 体験型コンテンツ造成支援 ・ まちMICE(MICEの開催効果をまち全体に波及させる取組み)の推進 など
④資源磨き	資源の磨き上げや利活用により、訪問客の満足度の向上につなげる事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間景観の整備 ・ 歴史的建築物等の整備・改修(ユニークベニューとして活用) など
⑤緊急時の対応	災害等の緊急時対応、社会情勢の変化への積極的な対応など訪問客への還元事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策事業 ・ 安全安心の取組み ・ 観光需要喚起のための取組み
⑥特別徴収交付金	宿泊税特別徴収義務者に対する交付金 ※納付額の2.5% (毎年度)

(3) 基金の設置について

宿泊税の導入に合わせ、災害等の緊急時対応、社会情勢の変化への積極的な対応など、訪問客への還元事業に充当するため、宿泊税を財源とする「観光交流基金」を設置する。(環境経済委員会で審査)

※「長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例」に次の内容を加える。

名称	目的
観光交流基金	国内外の人々の来訪及び交流を促進し、観光需要の回復及び喚起を図るための事業に要する経費の財源に充当する。

5 今後の想定スケジュール (R5.4月導入の場合)

年度 月	R3年度			R4年度												R5年度				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	
令和4年2月議会 (条例案等審査)		➔																		
総務大臣協議 (3ヶ月程度)			➔	➔	➔															
条例の施行日決定						●														
システム整備補助 申請受付、交付																				
事前説明会の実施																				
周知、広報																				
宿泊税導入																				

6 長崎市宿泊税条例骨子(案)へのパブリック・コメントの募集結果

- (1) 実施期間：令和3年11月24日から同年12月23日まで（1ヶ月間）
- (2) 募集結果：1件

意見の内容	長崎市の考え方
<p>長崎市としては、人口減少が大変危惧されてる中、基幹産業である造船不況による更なる人口減少、企業の衰退化は余儀なくされてるのは既に報道でも取上げられています、その様な中で100年に一度の変革と銘打って？箱物の建設ラッシュが続いて居ります、果たして前述現在の長崎にこの様な建設が適切なのか？費用対効果はどの程度なのか大変疑問に思うところです。</p> <p>その様な中で、もう一つの基幹産業である観光に対し、コロナで打撃を受けた者としてコロナ終息を待ち望み、やがて沢山のお客様を迎える準備に取り組む中で、長崎市が取り組もうとしてる宿泊税はお客様に対し大変印象悪く、経費負担増に繋がるもので到底賛成できるもので有りません、使用意図に訪問客への利便性向上等記載されてますが、先日の長崎サミットにおきまして、田上市長は駅前整備について現在取り組んでるとの発言が有りましたが、既に完成してる長崎駅、MICE等鑑みれば順番が逆ではないでしょうか、現在訪れる観光客は全て苦言を呈してます、これだけの建設物の中その中の一つでも宿泊税の代替に回すのが先ではなかったでしょうか？</p>	<p>宿泊税は、「訪問客への還元」という取組方針に基づいた観光振興施策を実施するための費用として活用していく予定であり、導入によって宿泊客の増加、宿泊税の増収から新たなサービス提供につながる好循環を生み出すことで、本市の基幹産業のひとつである観光の更なる振興を図るものです。</p> <p>導入時期については令和5年中を目指しておりますが、新型コロナウイルス感染症の収束状況等も考慮しながら、円滑な導入に向けた準備を進めていきたいと考えています。</p>

7 他都市の状況

(1) 宿泊税の導入状況

自治体名	導入時期
東京都	平成14年10月1日
大阪府	平成29年1月1日
京都市	平成30年10月1日
金沢市	平成31年4月1日
倶知安町（北海道）	令和元年11月1日
福岡県	令和2年4月1日
福岡市	令和2年4月1日
北九州市	令和2年4月1日

(2) 類似の法定外税

自治体名	税目名	総務大臣 同意日	導入時期
廿日市市 （広島県）	宮島訪問税 （法定外普通税）	R3. 7. 21	令和5年度中を目途に新型コロナウイルス感染症の状況を考慮した上で条例施行予定。 （総務省発表資料より）

(3) 宿泊税導入を検討中の他都市

ア 道府県

北海道、宮城県、広島県、熊本県、沖縄県 など

イ 市町村

札幌市、函館市、富良野市、小樽市、帯広市、仙台市、日光市、熱海市、奈良市、二セコ町、斜里町、美瑛町（北海道）、箱根町（神奈川県）、白馬村（長野県） など

(4) 他都市の宿泊税制度比較

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町 (北海道)	福岡県	福岡市	北九州市
施行日	H14.10.1	H29.1.1	H30.10.1	H31.4.1	R1.11.1	R2.4.1	R2.4.1	R2.4.1
税率	1人1泊について、宿泊料金が ①1万円以上1万5千円未満：100円 ②1万5千円以上：200円	1人1泊について、宿泊料金が ①7千円以上1万5千円未満：100円 ②1万5千円以上2万円未満：200円 ③2万円以上：300円	1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満：200円 ②2万円以上5万円未満：500円 ③5万円以上：1,000円	1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満：200円 ②2万円以上：500円	1人1泊または1部屋1泊につき 宿泊料金の2%	1人1泊につき 200円 ※福岡市又は北九州市での宿泊の場合は50円	1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満：150円 ②2万円以上：450円	1人1泊につき 150円
免税点	1万円	7千円 ※令和元年5月31日までは1万円	なし	なし	なし	なし	なし	なし
課税免除	なし	なし	・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の修学旅行 ・その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者	なし	・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の修学旅行 ・その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者 ・倶知安町内で職場体験を行う中学校、高校、大学、高専学校、専修学校の生徒又は学生。	なし	なし	なし
課税期間	5年ごとに見直し	同左	同左	同左	同左	条例施行後3年、その後は5年を目途に見直し	同左	同左
税収	27億円 (R1決算)	12.4億円 (R1決算)	42億円 (R1決算)	7.7億円 (R1決算)	0.5億円 (R2決算)	6.3億円 (R2決算)	6.9億円 (R2決算)	1.8億円 (R2決算)

※東京都はオリンピック・パラリンピックの関係で課税停止期間あり（令和2年7月～令和3年9月）

参考資料1 「長崎市宿泊税検討委員会 報告書」の概要

1 検討結果のまとめ

本検討委員会は、長崎市が「昭和の観光都市」から「21世紀の交流都市」へとレベルアップを図っていくため、法定外目的税である宿泊税を観光振興のための新たな財源として導入することについて、導入の妥当性、財源の規模及び使途、課税の対象の範囲、税率等について、多様な視点から検討を行ってきた。その結果、以下の点について長崎市に提言する。

<使途>

提言1 宿泊税の使途となる観光振興施策については、「宿泊税の導入に係る基本的な考え方」を踏まえ、次の点に十分留意しつつ、方向性や優先順位を明確にしたうえで取り組む必要がある。

- ①宿泊税は、「訪問客への還元」という方針に基づき、現在、策定に向けた議論が進んでいる（仮称）長崎市観光・MICE 戦略等との整合を図るとともに、観光動向や経済状況等の変化に対応しながら、訪問客の再訪を促すような効果的な施策に充当すること。
- ②基本的に、新規及び既存事業の拡充を中心に充当することとし、既存事業の財源の振替となることのないようにすること。
- ③納税者や関係事業者、市民等に対して使途の内容に関するわかりやすい説明、情報発信をしっかり行っていくこと及び宿泊税の効果の検証を確実に実施すること。

<課税要件>

提言2 課税要件については、本委員会で示された案について、各項目の要件、考え方ともに一定の妥当性はあると判断されるが、これまでに各委員から出された意見や長崎市の観光を取り巻く状況、関係事業者の意見等も踏まえ、内容を更に精査したうえで決定することを求める。

<導入までの取り組み>

提言3 関係事業者への意見聴取などを十分に行うとともに、納税者となる宿泊者への周知広報に努めるなど、導入への理解を得る努力を続け、長崎市の観光を取り巻く状況を把握したうえで、導入時期も含め、導入についての決定及び制度構築を行うことを求める。

<基金>

提言4 コロナ禍のような不測の事態や、緊急的な実施が長崎市の観光にとって有効であると判断される事業の実施等に対応する財源として宿泊税の一部を活用するための手法として、基金の設置についても前向きに検討されたい。

以上の提言を踏まえた上で、宿泊税を導入して効果的な施策に活用することにより、宿泊客の増加、宿泊税の増収から新たなサービスを提供していくという好循環が生まれ、「21世紀の交流都市」へのレベルアップが図られることが期待される。したがって、長崎市の強みのひとつである観光分野において、今後、観光まちづくりをより一層推進し、都市の魅力を高めていくために必要な新たな財政需要に適切に対応するため、法定外目的税であり、持続的な財源となり得る宿泊税を長崎市において導入することは適当であると考えます。

また、宿泊税を活用した施策の検討や実施等に当たっては、長崎市と長崎市版DMO、民間事業者等が連携し、長崎市の観光まちづくりを発展的に進めていっていただきたい。

2 課税要件等（事務局案）のまとめ

事務局から示された案は次の表のとおりである。本案を基本としつつ、今後、さらに内容を精査して決定する。

宿泊税の課税要件	納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> 課税客体：長崎市に所在する宿泊施設（民泊含む）への宿泊行為 課税標準：宿泊施設への宿泊数 納税義務者：宿泊施設への宿泊者
	徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> 徴収方法：特別徴収 特別徴収義務者：宿泊事業者 申告期限：毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入（一定の要件を満たす場合は3か月ごとに申告納入）
	税率（税額）	1人1泊につき200円
	免税点	設けない
	課税免除	修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者について、課税免除
	見直し期間	先行導入都市と同様に、条例施行後5年を目途に見直し（基金を設置した場合も同様）
	特別徴収交付金	納期内納入額に対し、他の先行導入自治体と同程度の割合を基本として、本市においても措置を検討
入湯税	宿泊税導入に伴う制度改正検討は行わない	

3 宿泊税の用途

取り組み方針：「訪問客への還元」

分類	主な取り組み事例
①受入環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 国内外訪問客のワンストップ案内受入 公衆無線LAN整備（Wi-Fi整備等）、ユニバーサルツーリズム推進 宿泊施設等の受入環境水準向上（多言語化等）のための取り組み支援 など
②情報提供・誘致	<ul style="list-style-type: none"> 国内外へのワンストップの観光・MICEに関する情報の提供 観光・MICEの誘致、MICE開催に対する補助 など
③サービス向上・消費拡大	<ul style="list-style-type: none"> ナイトタイムエコノミーの推進、長崎ならではの朝型・夜型の体験コンテンツの造成支援 まちMICE（MICEの開催効果をまち全体に波及させる取組み）の推進 など
④資源磨き	<ul style="list-style-type: none"> 夜間景観の整備、歴史的建築物等の整備・改修（ユニークベニューとして活用等） など
⑤緊急事態対応	<ul style="list-style-type: none"> 観光産業に影響を与える感染症の流行や災害、国際情勢の悪化等の環境変化に柔軟に対応するための取組み 「安心安全」な環境づくりや「新たな生活様式」による旅行スタイルの変化への対応など、ポストコロナにおける需要喚起に必要な取組み

参考資料2 関係法令等

地方税法第5条(市町村が課することができる税目)第1条(宿泊税)関係

市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- 一 市町村民税
- 二 固定資産税
- 三 軽自動車税
- 四 市町村たばこ税
- 五 鉱産税
- 六 特別土地保有税

3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる。

4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

5 指定都市等(第七百一条の三十一第一項第一号の指定都市等をいう。)は、目的税として、事業所税を課するものとする。

6 市町村は、前二項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

- 一 都市計画税
- 二 水利地益税
- 三 共同施設税
- 四 宅地開発税
- 五 国民健康保険税

7 市町村は、第四項及び第五項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

地方税法第731条(法定外目的税の新設変更)第1条(宿泊税)関係

第七百三十一条 道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。

2 道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更(法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。)をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 (略)

旅館業法第2条 第2条 (定義) 関係

この法律で「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

2 この法律で「旅館・ホテル営業」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

3 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。

4 この法律で「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。

5 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。

旅館業法施行令第1条 第2条 (定義) 関係

旅館業法(以下「法」という。)第三条第二項の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 一客室の床面積は、七平方メートル(寝台を置く客室にあつては、九平方メートル)以上であること。

二 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。

三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。

五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。

六 適当な数の便所を有すること。

七 その設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。

八 その他都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下この条において同じ。)が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

2～3 (略)

住宅宿泊事業法第2条 (定義) 第2条 (定義) 関係

この法律において「住宅」とは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する家屋をいう。

一 当該家屋内に台所、浴室、便所、洗面設備その他の当該家屋を生活の本拠として使用するために必要なものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める設備が設けられていること。

二 現に人の生活の本拠として使用されている家屋、従前の入居者の賃貸借の期間の満了後新たな入居者の募集が行われている家屋その他の家屋であつて、人の居住の用に供されていると認められるものとして国土交通省令・厚生労働省令で定めるものに該当すること。

2 この法律において「宿泊」とは、寝具を使用して施設を利用することをいう。

3 この法律において「住宅宿泊事業」とは、旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条の二第一項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であつて、人を宿泊させる日数として国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数が一年間で百八十日を超えないものをいう。

4 この法律において「住宅宿泊事業者」とは、次条第一項の届出をして住宅宿泊事業を営む者をいう。

5～10 (略)

学校教育法第1条(定義) 第4条(課税免除)関係

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

地方税法第733条の3(法定外目的税の徴収の方法) 第6条(徴収の方法)関係

法定外目的税の徴収については、徴収の便宜に従い、当該地方団体の条例の定めるところによつて、普通徴収、申告納付、特別徴収又は証紙徴収の方法によらなければならない。

地方税法第733条の15(法定外目的税の特別徴収の手続) 第7条(特別徴収義務者)関係

法定外目的税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、当該法定外目的税の徴収の便宜を有する者を当該地方団体の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2～4 略

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条(定義)

第8条(特別徴収義務者としての申告等)関係

1～4 (略)

5 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。)を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

6～14 (略)

15 この法律において「法人番号」とは、第三十九条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

地方税法第733条の6 (法定外目的税の納税管理人) 第9条 (納税管理人) 関係

法定外目的税の納税義務者(特別徴収に係る法定外目的税の納税義務者を除く。次項及び第七百三十三条の八において同じ。)又は特別徴収義務者は、納付義務又は納入義務を負う地方団体の区域内に住居、居所、事務所又は事業所(以下本項において「住所等」という。)を有しない場合においては、納付又は納入に関する一切の事項を処理させるため、当該地方団体の条例で定める地域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを地方団体の長に申告し、又は当該地域外に住居等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて地方団体の長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者又は特別徴収義務者は、当該納税義務者又は特別徴収義務者に係る法定外目的税の徴収の確保に支障がないことについて地方団体の長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

地方税法第733条の8 (法定外目的税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第10条 (納税管理人に係る不申告に関する過料) 関係

地方団体は、第七百三十三条の六第二項の認定を受けていない法定外目的税の納税義務者又は特別徴収義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該地方団体の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

地方税法第733条の13 (法定外目的税の減免) 第11条 (減免) 関係

地方団体の長は、天災その他特別の事情がある場合において法定外目的税の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該法定外目的税を減免することができる。ただし、特別徴収義務者については、この限りでない。

地方税法第733条の15 (法定外目的税の特別徴収の手続) 第12条 (申告納入) 関係

1 法定外目的税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、当該法定外目的税の徴収の便宜を有する者を当該地方団体の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該法定外目的税の納期限までにその徴収すべき法定外目的税に係る課税標準額、税額その他当該地方団体の条例で定める事項を記載した納入申告書を地方団体の長に提出し、及びその納入金を当該地方団体に納入する義務を負う。

3~4 (略)

地方税法第733条の16（法定外目的税に係る更正及び決定）

第13条（不足金額等の納入の手續）関係

地方団体の長は、前条第二項の規定による納入申告書（第七百三十三条の十四第一項の規定による申告書を含む。以下本節において同じ。）又は第七百三十三条の十四第二項の規定による修正申告書の提出があつた場合において、納入申告（同条第一項の規定による申告を含む。以下本節において同じ。）又は修正申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

3 地方団体の長は、前二項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合、又は過少であり、かつ、過少であることが納税者又は特別徴収義務者の偽りその他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。

4 地方団体の長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

地方税法第733条の17（法定外目的税に係る不足金額及びその延滞金の徴収）

第13条（不足金額等の納入の手續）関係

地方団体の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額（更正による税金若しくは納入金の不足金額又は決定による税額若しくは納入金額をいう。以下本節において同じ。）があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に第七百三十三条の十四第一項又は第七百三十三条の十五第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下本節において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者が前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

地方税法第733条の18（法定外目的税に係る過少申告加算金及び不申告加算金）

第13条（不足金額等の納入の手續）関係

納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、第三項ただし書又は第八項の規定の適用があるときを含む。次項において同じ。）にお

いて、第七百三十三条の十六第一項又は第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、地方団体の長は、当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由がないと認める場合には、当該更正による不足金額又は当該修正申告により増加した税額（次項において「対象不足金額等」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 前項の規定に該当する場合において、当該対象不足金額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る法定外目的税について更正又は修正申告書の提出があつた場合には、その更正による不足金額又は修正申告により増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由があると認められたときは、その更正による不足金額又は修正申告により増加した税額を控除した金額とし、当該法定外目的税についてその納入すべき金額若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、同項に規定する過少申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（当該対象不足金額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、地方団体の長は、当該各号に規定する納入申告、修正申告、決定又は更正により納付し、又は納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七百三十三条の十六第二項の規定による決定があつた場合

二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第七百三十三条の十六第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三 第七百三十三条の十六第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

4 前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第八項の規定の適用がある場合を除く。）において、前項に規定する納付し、又は納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該法定外目的税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付し、又は納入すべき税額の合計額（当該納付し、又は納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これ

らにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額(同項に規定する納付し、又は納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付し、又は納入すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5 第三項の規定に該当する場合(同項ただし書若しくは第八項の規定の適用がある場合又は納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合若しくは修正申告書の提出があつた場合においてその提出が当該納入申告書又は修正申告書に係る法定外目的税について地方団体の長の調査による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときを除く。)において、納入申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、法定外目的税について、不申告加算金(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書又は修正申告書に係る法定外目的税について地方団体の長の調査による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときに徴収されたものを除く。)又は重加算金(次条第三項において「不申告加算金等」という。)を徴収されたことがあるときは、第三項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第三項に規定する納付し、又は納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

6 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書又は修正申告書に係る法定外目的税について地方団体の長の調査による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書又は修正申告書に係る税額に係る第三項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

7 地方団体の長は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第三項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

8 第三項の規定は、第六項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

地方税法第733条の19(法定外目的税に係る重加算金)

第13条(不足金額等の納入の手續) 関係

前条第一項の規定に該当する場合において、納税者又は特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書又は修正申告書を提出したときは、地方団体の長は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額(同条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定による加算後の金額)に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額又は修正申告により増加した税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第三項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者又は特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、地方団体の長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 前二項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、法定外目的税について、不申告加算金等を徴収されたことがあるときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額又は修正申告により増加した税額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 地方団体の長は、前二項の規定に該当する場合において、納入申告書又は修正申告書の提出について前条第六項に規定する事由があるときは、当該納入申告に係る税額又は修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 地方団体の長は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

地方税法第733条の4(徴税吏員の法定外目的税に関する調査に係る質問検査権)

第15条(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等) 関係

地方団体の徴税吏員は、法定外目的税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号から第三号までの者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成又は

保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 特別徴収義務者

三 前二号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

四 前三号に掲げる者以外の者で当該法定外目的税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

2 前項第一号又は第二号に掲げる者を分割法人(分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下本項において同じ。)とする分割に係る分割承継法人(分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。)及び前項第一号又は第二号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第三号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

3 第一項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 地方団体の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

5 法定外目的税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百三十三条の二十四第六項の定めるところによる。

6 第一項又は第四項の規定による地方団体の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

地方税法第22条の7(現行犯事件の臨検、搜索又は差押え)

第16条(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)関係

当該徴税吏員は、間接地方税(軽油引取税その他の政令で定める地方税をいう。以下この節において同じ。)に関する犯則事件について、現に犯則を行い、又は現に犯則を行い終わつた者がある場合において、その証拠となると認められるものを集取するため必要であつて、かつ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その犯則の現場において第二十二條の四第一項の臨検、搜索又は差押えをすることができる。

2 当該徴税吏員は、間接地方税に関する犯則事件について、現に犯則に供した物件若しくは犯則により得た物件を所持し、又は顕著な犯則の跡があつて犯則を行つてから間がないと明らかに認められる者がある場合において、その証拠となると認められるものを集取するため必要であつて、かつ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その者の所持する物件に対して第二十二條の四第一項の臨検、搜索又は差押えをすることができる。

地方税法施行令第6条の22の4(間接地方税の範囲)

第16条(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税) 関係

法第二十二条の七第一項に規定する政令で定める地方税は、次に掲げる地方税とする。

- 一 道府県たばこ税
- 二 ゴルフ場利用税
- 三 軽油引取税
- 四 市町村たばこ税
- 五 入湯税
- 六 前各号に掲げる地方税に類する道府県法定外普通税若しくは市町村法定外普通税又は法定外目的税であつて、条例で指定するもの

地方税法第22条の20(臨検、搜索又は差押え等の夜間執行の制限)

第16条(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税) 関係

当該徴税吏員は、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日出までの間には、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをしてはならない。ただし、第二十二条の七の規定により処分をする場合及び軽油引取税その他の政令で定める地方税について夜間でも公衆が出入りすることができる場所でその公開した時間内にこれらの処分をする場合は、この限りでない。

2 当該徴税吏員は、必要があると認めるときは、日没前に開始した臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えを、日没後まで継続することができる。

地方税法施行令第6条の22の9(夜間執行の制限を受けない地方税)

第16条(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税) 関係

法第二十二条の二十第一項ただし書に規定する政令で定める地方税は、次に掲げる地方税とする。

- 一 ゴルフ場利用税
- 二 軽油引取税
- 三 入湯税
- 四 道府県法定外普通税若しくは市町村法定外普通税又は法定外目的税であつて、条例で指定するもの

長崎市行政手続条例第2条(定義) 第17条(長崎市行政手続条例の適用除外) 関係

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(6) 略

(7) 行政指導 市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。

(8) 略

長崎市税条例第4条(長崎市行政手続条例の適用除外)

第17条(長崎市行政手続条例の適用除外) 関係

この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、長崎市行政手続条例(平成8年長崎市条例第12号)第2章(第8条を除く。)及び第3章(第14条を除く。)の規定は、適用しない。

2 徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(長崎市行政手続条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。